

医 薬 第 184 号  
令和2年(2020年)4月16日

一般社団法人北海道医師会会長 様

北海道保健福祉部長

地域の薬局を活用した手指消毒用エタノールの代替品としての特定  
アルコール（高濃度エタノール）の配布について

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用エタノールの需給が逼迫している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、臨時的・特例的な対応として、医療機関等においてやむを得ない場合に限り、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えない旨、厚生労働省から示されました。

また、令和2年4月8日付厚生労働省事務連絡により、医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品として、アルコール事業法（平成12年法律第6号）に規定する特定アルコール（高濃度エタノール）の無償提供を実施する旨の連絡がありました。

これを受けて道としては、高濃度エタノールの供給について特定アルコールの適切な調製及び管理体制を図るため、別紙摘要を考慮の上、一般社団法人北海道薬剤師会の協力のもと、特定アルコールの適切な調製及び管理体制をとることが可能な薬局（以下、「協力薬局」という。）において、消毒効果を十分に得られるよう70～83vol%に希釀及び分注を行い、地域の医療機関等へ供給することとしました。

つきましては、協力薬局での準備が整い次第、別途案内を予定していますが、本件について、貴会会員に周知いただくようご協力方よろしくお願ひいたします。

なお、需給状況を少しでも改善するという本配布の趣旨を御理解いただき、特定アルコールが別途供給予定の感染症指定医療機関等は本配布の対象外とすることをご承知おき願います。

担当 :

地域医療推進局医務薬務課 薬務係長 松下 俊介

TEL 011-231-4111 (内線25-331) FAX 011-232-4108

E-Mail matsushita.shunsuke@pref.hokkaido.lg.jp



## 摘要

- 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 1 条において「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」と規定されている。
- 国から提供される特定アルコールは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する危険物第 4 類に該当し、引火性のある液体であることから、同法及び同法関連法令に基づく規制等に基づき、火災予防のための慎重な取扱いや使用が求められている。
- 18L 入り一斗缶を最小単位として国から提供予定であり、エタノール濃度が 95vol % 程度であることから、消毒効果を十分に得られるよう 70~83vol% に希釀し分注して使用する必要がある。
- さらに、特定アルコールの提供先施設の責任のもとで手指消毒用として適切に調製を行い、管理のための適切な体制をとることが求められている。
- 協力薬局から配布予定の高濃度エタノール製品は、医薬品医療機器法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けない。



事務連絡  
令和2年3月23日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という。）の需給が逼迫している状況にあります。これまで、国内の製造販売業者各社が可能な限り増産に努め、医療機関、高齢者施設等（以下「医療機関等」という。）の必要なところに届くよう、供給の強化が進められていますが、新型コロナウイルス感染症対策を進める中、今後、必要な手指消毒用エタノールの確保が困難な施設等があることが想定されます。

こうした逼迫した需給状況を少しでも改善するため、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒について、下記のように取り扱うこととしたので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

記

1. 手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替

品として用いることは差し支えないこと。

2. 医療機関等において高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる際は、使用者の責任において、アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者又は同法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度アルコール製品を製造する既存の事業者から購入し、当該製品が以下の両要件を満たすことを当該事業者に確認するとともに、使用に当たり、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。
  - ・ エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。）。
  - ・ 含有成分に、メタノールが含まれないものであること。
3. 代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品医療機器等法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けないこと。

以上

事務連絡  
令和2年3月30日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての  
特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について

衛生主管部局に対しては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）により、臨時的・特例的な対応として、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないことを周知していたところです。

同事務連絡も踏まえ、手指消毒用エタノールの需要を賄うことができない医療機関等に対しては、都道府県からの要請に基づき、国からアルコール事業法（平成12年法律第6号）に規定する特定アルコールを、手指消毒用エタノールの代替品として無償配布した場合にどの程度のニーズがあるか、検討したいと考えております。

については、別添の摘要を踏まえ、仮に代替品の無償配布があった場合のニーズについて、令和2年4月3日（金）中に別紙様式に必要事項を記載の上、ご提出をお願いいたします（詳細は別紙様式）。

なお、提出は、施設及び数量を各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載されているメールアドレス宛てに提出いただきますようお願ひいたします。

(お問い合わせ・別紙様式提出先)  
厚生労働省医薬品等物資班  
Email [shoudokuyaku@mhlw.go.jp](mailto:shoudokuyaku@mhlw.go.jp)

## 摘要

- 国から配布された特定アルコールを適切に薄めて使用する場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）の2.における要件を満たすものとして取り扱うこと。
- 配布の対象（要件）については、自施設の責任の下で、手指消毒用として高濃度エタノールを適切に調整、管理及び使用し、そのための適切な体制（薬剤の取扱いに精通した医師、薬剤師等、希釀の設備・器具等）をとることができる医療機関等を念頭に置いているものであること。
- 仮に無償配布を行った場合には、無償配布を受けた医療機関等については、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）に基づく優先供給スキームの対象外とすること。  
上述の対象の要件に該当する医療機関等においては、他の施設分の手指消毒用エタノールを確保する観点から、原則として、優先供給スキームではなく、今回の無償配布により手指消毒用エタノールを確保することを検討されたいこと。
- 配布予定の特定アルコールは、エタノール濃度が95vol%程度（想定している製品規格は、「特定アルコールの使用の手引き」の参考のとおり）であることから、原則70～83vol%に希釀して使用することを想定していること。
- 配布の最小単位は、18L入り一斗缶であること。
- 使用にあたっては、「特定アルコールの使用の手引き」（令和2年3月30日版。改訂した場合は最新版）を参照すること。
- 送付については運送会社による直接配送を想定していること。
- なお、実際に無償配布を行うこととなった場合には、本調査の結果をベースに配布することを検討していること。

以上



特定アルコールの使用の手引き  
令和2年3月30日版

**1. 留意事項**

- 本手引きは、令和2年3月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」及び令和2年3月30日付事務連絡「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について」に基づくものであるため、両事務連絡を参照すること。
- 医療機関等において特定アルコールを使用する場合において、医薬品又は医薬部外品ではないため、使用者の責任において使用すること。必要に応じて、医療機関等内において使用の所定の手続を行う又は使用対象者を施設職員に限定する等の対応を行うこと。

**2. 使用の方法の例**

配布された特定アルコール（95vol%程度）18L 入り一斗缶を以下の割合で、1L程度の容量が入る清潔な気密容器に入れて混和し、手指消毒に使用する。

特定アルコール	830mL
精製水	適量*
全量	1000mL（約 78.9vol%）

\*混合すると体積が減少するため、全量で 1000mL となるように希釀すること。

- ※ 特定アルコールが眼に入らないように注意すること（例えば、ゴーグルを着用し、作業すること）。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- ※ 作業をする際には、手袋等を着用し、長時間作業しないこと。
- ※ 火気の近くでは作業しないこと。
- ※ 小分けする容器は、メーカーの注意事項等を確認し、アルコール対応のものを使用すること。
- ※ 容器へ小分けする際は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で作業するとともに、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること。  
また、小分けした容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」の注意事項を記載すること。

### 3. 使用に際しての注意使用に際しての注意

- 調製後のエタノールは、手指消毒のみに用いることとし、損傷皮膚及び粘膜に対しては使用しないこと（刺激作用を有するため）。
- 調製後のエタノールは、一般の手指消毒用エタノールと同様に、同一部位に反復使用した場合には脱脂などによる皮膚荒れを起こすことがあるので注意すること。
- 調製後のエタノールが眼に入らないように注意すること。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- 火気の近くでは使用しないこと。
- 密閉した室内で多量の調製後のエタノールの噴霧は避けること。
- 容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。
- その他、日本薬局方エタノール、日本薬局方消毒用エタノール等の製品の使用上の注意等を参考にすること。

### 4. その他

- 一斗缶の保管に当たり、少量（80L未満）の場合には消防法上の届出は不要だが、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

（参考）配布する特定アルコールの規格の一例

日本アルコール販売（株） 発酵アルコール 95 1級  
宝酒造（株） 95° 発酵アルコール

- ※ なお、本製品は一般的な手指消毒用エタノールの原料と同等のものである。
- ※ 一斗缶を多量に保管する場合は、消防署への届出等が必要となる場合があるので、最寄りの消防署に相談すること。

事務連絡  
令和2年4月8日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての  
特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について

医療機関等における特定アルコールの希望については、「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について」（令和2年3月30日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）（以下「事務連絡」という。）によりお伺いしているところです。

提出いただいた希望及び運送上の制約を踏まえ、別添摘要のとおり取り扱うこといたしますので、希望する医療機関等について、令和2年4月16日（木）中に別紙様式により送付先の一覧を作成いただくようお願いいたします。厚生労働省において、提出いただいた一覧を踏まえ、予定数量の範囲かつ配布の趣旨を逸脱しない範囲において、順次無償配布を実施いたします。

様式提出は、施設又は団体及び数量を各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載されているメールアドレス宛てに提出いただきますようお願いいたします。

なお、配送するアルコールは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する危険物第 4 類に該当し、引火性のある液体であることから、受取先の医療機関等には、同法及び同法の関連法令に基づく規制等に基づき、火災予防のための慎重な取扱いや使用を含めて十分御理解いただき、遺漏なきようお願いします。

(お問い合わせ・別紙様式提出先)  
厚生労働省医薬品等物資班  
Email [shoudokuyaku@mhlw.go.jp](mailto:shoudokuyaku@mhlw.go.jp)

## 摘要

- 国から配布された特定アルコールを適切に薄めて使用する場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）の2.における要件を満たすものとして取り扱うこと。
- 配布の対象（要件）については、自施設の責任の下で、手指消毒用として高濃度エタノールを適切に調製、管理及び使用し、そのための適切な体制（薬剤の取扱いに精通した医師、薬剤師等、希釈の設備・器具等）をとることができる医療機関等とすること。具体的には、病院、診療所、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会若しくは地方自治体又はその委託を受けた施設※とし、病院、診療所を除き、原則として個別施設への直接配布は行わないこと。

〔※想定される例：  
都道府県から専門機関に特定アルコールの希釈を委託し、希釈されたアルコールを手指消毒用エタノールの代替として、管下の高齢者施設等に配布。このように、特定アルコールの希釈にあたっては、知見のある者・団体が行なうことが望ましい。〕

- 無償配布を受けた医療機関等（団体、自治体等から配布された施設を含む。）については、原則として、使い切るまで、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）に基づく優先供給スキームの対象外とすること。
- 配布予定の特定アルコールは、エタノール濃度が95vol%程度（想定している製品規格は、「特定アルコールの使用の手引き」の参考のとおり。）であることから、原則70～83vol%に希釈して使用することを想定していること。
- 配布の最小単位は、18L入り一斗缶を予定していること。
- 使用にあたっては、「特定アルコールの使用の手引き」（令和2年3月30日版。改訂した場合は最新版）を参照すること。
- 送付については医薬品卸売業者による配送を想定していること。また、本スキームによる配布を受ける医療機関等は、配送時の感染リスクを最小化する観点から、納品ができる限り簡便に行えるよう配慮するものとし、一般的な納品場所以外への納品（例えば、病院内の保管庫等）をさせないように配慮すること。

- 配送された特定アルコールの受け取りの拒否や返品等は、スキーム全体への影響を及ぼし、予定数量の円滑な配布の妨げとなることから原則として不可であること。このため、このようなことのないよう、事前の周知を徹底すること。

以上

事務連絡  
令和2年4月10日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について  
(改定)

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という。）の需給が逼迫している状況にあります。これまで、国内の製造販売業者各社が可能な限り増産に努め、医療機関、高齢者施設等（以下「医療機関等」という。）の必要な施設等に届くよう、供給の強化が進められていますが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、今後、必要な手指消毒用エタノールの確保が困難な施設等があることが想定されます。

こうした逼迫した需給状況を少しでも改善するため、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒について、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところです。今般、当該事務連絡を改定し、下記のように取り扱うこととしたので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

## 記

1. 手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと。

2. 医療機関等において高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる際は、使用者の責任において使用すること。

使用に当たり、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。また、引火しやすいため火気の近くで使用しない等、取扱いに留意すること。

また、高濃度エタノール製品の入手に当たっては、

(1) アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者

(2) アルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度アルコール製品を製造する既存の事業者

(3) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類製造者又は酒類販売者のいずれかから購入し、当該製品が以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすことを当該事業者に確認すること。

(ア) エタノール濃度が原則 70~83vol% の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。）。

(イ) 含有成分に、メタノールが含まれないものであること。

3. 代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けないこと。

なお、高濃度エタノール製品を販売する事業者は、以下のような内容を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いこと。

・本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することができます。

以上

事務連絡  
令和2年4月16日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の  
取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という。）の需給が逼迫している状況にあります。

こうした逼迫した需給状況を少しでも改善するため、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒について、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところです。

今般、薬局において高濃度エタノール製品を取り扱う場合に、注意すべき事項について下記のように整理したので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、御留意いただくようお願いいたします。

記

1. 薬局から医療機関等に対して、高濃度エタノール製品を販売又は授与して差し支えないこと。

2. 高濃度エタノール製品の販売又は授与に際し、医療機関等の求めに応じ、薬局又は薬局から委託された作業場等において、販売した高濃度エタノール製品を適切に希釈及び他の容器への詰め替えを行って差し支えないこと。

この場合、高濃度エタノール製品の取扱いについては、「高濃度エタノール製品の使用の手引き」（別添）の内容に留意するとともに、医療機関等に対しても同手引きの内容を周知すること。

以上

高濃度エタノール製品の使用の手引き  
令和2年4月16日版

1. 留意事項

- (1) 本手引きは、令和2年4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」及び令和2年4月16日「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」に関連するものであり、手指消毒用としての使用を前提として作成したものであること（両事務連絡を適宜参照）。
- (2) 調製方法等により調製されたエタノールについては、使用者の責任において使用することとし、使用に当たり、必要に応じて、医療機関等内での使用に係る所定の手続を行う、又は使用対象者を医療機関等に所属する職員に限定する等の対応を行うこと。
- (3) 本手引きの内容は、今後の状況や知見の集積などを踏まえ、見直す可能性があること。

2. 調製方法

- (1) エタノール濃度が95vol%の調製例

以下の割合で、1L程度の容量が入る清潔な気密容器に入れて混和すること。

高濃度エタノール製品（95vol%濃度）	830mL
精製水	適量※
全量	1000mL（約78.9vol%）

※混合すると体積が減少するため、全量で1000mLとなるように希釀すること。

- (2) 調製に当たっての注意事項

- 1) 高濃度エタノール製品が眼に入らないように注意すること（例えば、ゴーグルを着用し、作業すること）。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- 2) 作業をする際には、手袋等を着用し、長時間作業しないこと。
- 3) 火気の近くでは作業しないこと。
- 4) 小分けする容器は、メーカーの注意事項等を確認し、アルコール対応のものを使用すること。

- 5) 容器へ小分けする際は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で作業するとともに、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること。  
小分けした容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」の注意事項を記載すること。
- 6) 手術野、創傷面等以外の一般的な手指・皮膚の消毒に使用する場合は、精製水の代わりに水道水で薄めることでも差し支えないこと。

### 3. 使用に当たっての注意事項

- (1) 調製後のエタノールは、手指消毒のみに用いることとし、損傷皮膚及び粘膜に對しては使用しないこと（刺激作用を有するため）。
- (2) 調製後のエタノールは、一般の手指消毒用エタノールと同様に、同一部位に反復使用した場合には脱脂などによる皮膚荒れを起こすことがあるので注意すること。
- (3) 調製後のエタノールが眼に入らないように注意すること。眼に入った場合は直ちによく水洗いすること。
- (4) 火気の近くでは使用しないこと。
- (5) 密閉した室内で多量の調製後のエタノールの噴霧は避けること。
- (6) 容器を設置・保管する際は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。
- (7) その他、日本薬局方エタノール、日本薬局方消毒用エタノール等の製品の使用上の注意等を参考にすること。

### 4. その他

- (1) 高濃度エタノール製品の入った一斗缶の保管に当たり、少量（80L 未満）の場合には、消防法上の届出は不要であるが、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。  
一斗缶を多量に保管する場合は、消防署への届出等が必要となる場合があるので、最寄りの消防署に相談すること。

以上